また、本件事業の事業計画は、上山インターチェンジ（仮称）から山形上山インターチェンジの区間については、平成２年９月11日に都市計画決定され、平成12年12月５日に変更決定された都市計画と、南陽高畠インターチェンジから上山インターチェンジ（仮称）の区間については、平成８年５月21日に都市計画決定された都市計画と、車線数、のり面等を除き基本的内容について整合しているものである。

なお、本体事業については、４車線の事業として都市計画決定されているところ、２車線の事業として施行するものであるが、施行箇所の決定に当たっては、都市計画決定された区域を基本に、移転対象物件数、構造形式、事業費等の社会的、技術的及び経済的な面から総合的に勘案されたものであり、適切なものと認められる。

さらに、本体事業の施行に伴う市道、町道及び農業用用排水路の付替工事の事業計画についても、施設の位置、構造形式等を総合的に勘案すると適切なものと認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第３号の要件を充足すると判断される。

○東北地方整備局告示第五十四号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年三月二十五日

平成二十七年三月二十五日　東北地方整備局長　縄田　正

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
百十二号	寒河江市大字白岩字東畑六四九二番一から同市大字宮内字宮の下七番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ）	東北地方整備局及び同局山形河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十七年三月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。

4　法第20条第４号の要件への適合性

(1)　事業を早期に施行する必要性

3(1)で述べたように、本件地域と山形県内外の各都市とを結ぶ広域的な高速交通ネットワークを整備することにより物流の効率化等を図るとともに、現道は交通混雑が発生しており交通混雑の緩和等を図る必要があることから、本件事業を早期に施行する必要があると認められる。

また、山形県議会議長を会長とする東北中央自動車道建設促進秋田・山形・福島三県議会協議会等より、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

したがって、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

(2)　起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第４号の要件を充足すると判断される。

5　結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

第５　法第26条の２第２項の規定による図面の縦覧場所　山形県東置賜郡高畠町役場、南陽市役所及び上山市役所

○東北地方整備局告示第五十五号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年三月二十五日

平成二十七年三月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
七号	大館市釈迦内字山神台七三番一から同市釈迦内字狼穴一二九番五まで	東北地方整備局及び同局能代河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十七年三月二十五日

○東北地方整備局告示第五十六号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年三月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年三月二十五日　東北地方整備局長　縄田　正

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　七号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
山形県飽海郡遊佐町吹浦字女鹿一〇八番一から同町吹浦字三崎一番八一まで	前	一三・〇〇～二八・四〇メートル	一一一・〇〇キロメートル
	後	一三・〇〇～三〇・五〇メートル	一一〇・四〇キロメートル

(四)　図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局酒田河川国道事務所

○東北地方整備局告示第五十七号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年三月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年三月二十五日　東北地方整備局長　縄田　正

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
七号	山形県飽海郡遊佐町吹浦字女鹿一〇八番一から同町吹浦字三崎一番八一まで	東北地方整備局及び同局酒田河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十七年三月二十五日

○東北地方整備局告示第五十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十七年三月二十五日　東北地方整備局長　縄田　正

一　施行者の名称　宮城県

二　都市計画事業の種類及び名称　石巻広域都市計画道路事業三・二・二号門脇流留線

三　事業施行期間　自平成二十七年三月二十五日至平成三十一年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　宮城県石巻市門脇字元明神、字明神、字捨喰及び字浦屋敷、中屋敷二丁目、新館二丁目並びに中浦二丁目地内

使用の部分　なし